

入札公告（入札後審査型・簡易タイプ・共通事項）

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告（入札後審査型・簡易タイプ・個別事項）「工事有資格者名簿」に記載）
建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく許可を受けている者であること。（許可の種類は入札公告（入札後審査型・簡易タイプ・個別事項）「建設業法上の許可業種」に記載）
入札参加表明書の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成 5 年 8 月 1 日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2-2 入札参加表明書

この入札に参加しようとする者は、入札参加表明書提出期限までに、入札参加表明書（簡易タイプ様式第 2 号）を入札執行者に提出しなければならない。

2-3 入札参加資格の確認

- (1) この入札の入札参加資格の確認は、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム」（CORINS）により、発注機関において、入札参加資格が有ることを確認できない者が落札候補者である場合又は発注機関が必要と認める場合（以下「要確認者」という。）のみ実施する。
- (2) 発注機関は、要確認者となった者に、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を求める。
- (3) 要確認者は、申請書及び資料提出期限までに、申請書及び資料を提出しなければならない。
- (4) 申請書及び資料の提出は、原則、静岡県電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量により電送できない場合や、紙媒体等による提出について発注機関の承諾を得た場合は、持参等によることができる。
- (5) 入札参加資格の確認等（要確認者のみ）

入札参加資格確認 基準日	入札参加表明書提出期限日
申請書	簡易タイプ様式第 3 号

同種工事の施工実績の確認	○ 同種工事の施工実績を確認できる書類を提出すること。 - 同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し、当該工事の概要が記された設計図書の写し等 - なお、静岡県発注工事での施工実績に係る工事成績評定が 64 点以下の場合は、同種工事の施工実績として認めない。
--------------	---

- 申請書、資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- 提出された申請書及び資料は、公表しない。
- 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

2-4 設計図書等について

交付等の方法	静岡県入札情報システム（P P I）に掲載
質問	電子入札システムによる。やむを得ない場合のみ書面持参（様式自由）とする。
質問に対する回答	電送により回答し、電子入札システムに掲載する。

2-5 要確認者の入札参加資格確認において、入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、発注機関に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	E-mail 又は発注機関へ書面持参（様式自由）とする。
発注機関の回答方法	発注機関で書面により回答する。

2-6 入札執行の場所等

入札の場所	発注機関
入札の方法	電子入札システムによる。ただし、やむを得ない場合で発注機関の承認を得たときは書面を持参して入札できる。 <電子入札システムによる場合>電子入札システムにより入札書・入札価格（工事費）内訳書を提出すること。 <持参による場合>事前に発注機関の承認を得て、開札日時に発注機関に以下の書類を提出すること。 入札書、委任状（代理人の場合）、入札価格（工事費）内訳書
その他注意事項	① 郵送による入札は認めない。 ② 持参による場合、入札書及び入札価格（工事費）内訳書を提出すること。なお、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。 ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100

	分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 ④ 入札執行回数は、2 回を限度とする。
--	--

2-7 入札価格（工事費）内訳書

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格（工事費）内訳書の提出を求める。

受付	<電子入札システムによる場合> 入札書等受付期間に準じる。 <持参による場合> 入札書の提出に準じる。
様式	様式第 6 号
取扱い	入札価格（工事費）内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

2-8 開札等

開札	発注機関において、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
入札の無効	本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（財務部（建築企画課、建築工事課、設備課）、交通基盤部及び各農林事務所試行用）<該当する所属は記載>（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、[現場説明を行う場合]〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格（工事費）内訳書に不備があるときは、当該入札を無効とする。また、低入札価格調査に協力しないことにより無効とする場合がある。 低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、入札心得第 13 条第 2 項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。 なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において入札参加資格がないと確認された者や、落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。
落札者の決定方法	① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項及び施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。調査基準価格を設定した工事にあつて、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札候補者とす

	る。 なお、入札価格が「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第 11 条の「契約しない基準額」未満の場合は、当該入札を無効とする。 ② 入札後に落札候補者から提出された入札参加資格確認資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格確認資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続を行うものとする。
--	--

2-9 その他

入札保証金及び 契約保証金	① 入札保証金 免除。 ② 契約保証金 納付(契約金額の 100 分の 10 (低入札価格調査を受けて落札した者にあつては 100 分の 30) 以上)。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
工期等に影響を 及ぼす事象に関 する情報の通知	落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでの間に、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。
契約書の作成	① 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。 ＜法令等の規定により紙の契約書が必須となる契約、契約期間に保存期間を加えた期間が 10 年を超える契約、自動更新条項付契約のいずれかに該当する場合を除く。＞ ② 契約金額 1 億円以上の場合、①の契約の締結は、静岡県電子契約システムにより行うことができる。電子契約を希望する場合、落札候補となった日から入札後に行う入札参加資格確認資料の提出期限日までの間に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」(静岡県電子契約運用要領 様式第 1 号(静岡県ホームページ「建設業のひろば」からダウンロード可))を発注機関に、電子入札システム又は E-mail により送信すること。なお、送信後、発注機関まで電話連絡を行うこと。

暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置	① 本工事の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 ③ 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 * 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加停止の措置を受けることがある。
労働関係法令等遵守の誓約書の作成	事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本工事に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。 ① 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第1号） ② 本契約に係る下請負者がある場合（契約途中で新たに発生した場合を含む。）には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）（以下「入契法」という。）第15条第2項に定める施工体制台帳の写しの提出時に、下請負者から提出させた労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第2号）の写し
その他	① 静岡県公共事業電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。 なお、代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合等、ICカードの不正使用が確認された場合には、入札参加停止を行うことがある。 また、契約後にICカードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある。 ② 電子入札システムの障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。 ③ 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。 ④ 契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、発注機関で縦覧するものとする。 ⑤ 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 ⑥ 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。 ⑦ 個別事項3に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者が競争に参加するためには、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。

	⑧ 低入札価格調査制度については、「低入札価格調査制度実施要領・運用」によるので、別途ホームページ等で確認すること。 - 低入札価格調査を受けて落札した者にあつては、主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者（以下「補助技術者」という。）を専任で土木工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事及び塗装工事）の場合は2名、その他の工事の場合は1名現場に配置しなければならない。この場合において、主任技術者（監理技術者）及び補助技術者は、現場代理人と兼ねることができない。 - 低入札価格調査を受けて落札した者の契約保証金の取扱いについては、本公告「2-9 その他 入札保証金及び契約保証金②」参照。 ⑨ 落札決定後に入札参加停止措置があつた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。 ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。 イ アにより契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。 ⑩ 本工事の下請人については、静岡県内に建設業法に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。 ⑪ 債務負担行為による複数年度の契約案件において、低入札価格調査等により債務負担行為設定年度中の契約締結が見込めない場合、本入札の執行を取りやめる。 ⑫ その他詳細不明の点については、発注機関へ連絡すること。
--	--

2-10 労務費ダンピング調査【設計金額5,000万円以上の場合】

この入札は、入契法第13条第1項の規定に基づき、入札価格（工事費）内訳書の内容の確認等（以下「労務費ダンピング調査」という。）を実施する。

<u>調査対象者</u>	<u>落札候補者（落札者となった者を含む。）のうち、入札価格（工事費）内訳書に記載された直接工事費が一定水準を下回った者</u>
<u>理由書の提出</u>	<u>発注者は、調査対象者に「労務費ダンピング調査対象者通知書」により通知するものとし、調査対象者は、入札価格（工事費）内訳書に記載された直接工事費が一定水準を下回った理由書を期限までに提出しなければならない。</u>
<u>理由書の提出がない場合の措置</u>	<u>契約書の締結期限日までに理由書の提出がない場合、落札決定後辞退として取り扱うこととし、契約は締結しない。また、入札参加停止を行うことがある。</u>
<u>理由書の取扱い</u>	<u>合理的な理由が認められない場合、是正措置を要請するとともに、許可行政庁に通報を行う。</u>

誓 約 書

下記 1 に基づく工事の履行に際し、下記 2 の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 工事名

〇〇〇〇工事 (当初契約日 年 月 日)

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく工事の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
 - イ 下請負者が、本契約に基づく工事の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2) の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
 - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

発 注 者 職 名 氏 名 様

住 所
受 注 者 商 号
氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

誓 約 書

下記 1 に基づく工事の履行に際し、下記 2 の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 元請契約名

〇〇〇〇契約 (当初契約日 年 月 日)

＊元請者が記載すること

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。
- (3) 本契約に基づく工事の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。
 - イ 再下請負者が、本契約に基づく工事の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2) の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。
 - ウ 再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

下請契約の発注者 様

住 所
商 号
氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）